

令和6年度第12回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月5日（水）13時30分～14時20分

2. 開催場所 東金中央コミュニティセンター 2階 講堂

3. 議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 5件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について 1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の承認について 1件
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 5件
議案第5号 農業経営改善計画について
議案第6号 青年等就農計画について
議案第7号 農用地利用集積計画について
議案第8号 農用地利用集積等促進計画について

4. 報 告 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 1件
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 4件
報告第3号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について 8件

5. 出席委員 15名

会長8番吉井亨、1番野口哲由、2番細谷修、4番農宮弘子、
5番平山光子、6番篠崎輝武、7番池田繁雄、9番石井政樹、
10番市原勉、11番斉藤ひろ子、12番子安明宏、
13番秋山美徳、14番片岡孝、15番戸田敏一

6. 欠席委員 3番中田好一

7. 事務局 池田事務局長、小川主査

8. 議事録

議 長 委員定数15名中、14名出席しておりますので、総会は成立しております。
定足数に達しておりますので、これより令和6年度第12回農業委員会定例総会
を開会いたします。それでは議事に入ります。
初めに、議事録署名人の指名であります。本日は、14番片岡委員と15番戸
田委員を指名します。両委員、宜しくお願いいたします。
また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。
なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を
詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいた

します。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いします。本日の議案は、8議案です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認については、5件、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認については、1件、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の承認については、1件、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、5件、議案第5号、農業経営改善計画について、議案第6号、青年等就農計画について、議案第7号、農用地利用集積計画について、議案第8号、農用地利用集積等促進計画についてです。

なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和7年2月28日、午前9時より、2班の野口委員、平山委員、池田委員、市原委員、子安委員にご出席いただき、実施いたしました。

また、議案書の6ページ、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請及び議案書の7ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請は同一案件であり、農地の転用面積が3,000平方メートル以上であり、一般社団法人千葉県農業会議の常設審議委員会の審議案件となることから、吉井会長にも現地調査に立ち会っていただきました。

以上、ご報告申し上げます。

議 長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、池田委員より意見発表をお願いします。

7 番 番号1について説明します。本件は、農地法第3条の規定による賃借権設定の申請です。申請地は、二之袋字割田の畑、2筆で714平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は新規就農するため、お互い合意ができたので申請したものです。営農計画においては、じやがいも、さつまいもの作付けを予定しています。2月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号2につきまして、市原委員より意見発表をお願いします。

10 番 番号2について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、宮字中ノ関の田、6筆、宮字前田の田、4筆、併せて10筆、

5, 409平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高齢化により農業経営を縮小したいため、譲受人は農業経営を拡大したためです。営農計画においては、水稻の作付けを予定しています。2月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。なお、譲受人は不動産業を営んでいることから適正に耕作するという誓約書が添付されております。譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も整っていることから、許可相当と思われます。以上です。

議 長 次に、申請番号3につきまして、野口委員より意見発表をお願いします。

1 番 番号3について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、極楽寺字梅葉サマの畑、1, 566平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は遠方に住んでおり、農地を維持管理できないため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、落花生の作付けを予定しています。2月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。双方の聴き取りも行いました。譲渡人と譲受人の信頼関係に敬服いたしました。以上です。

議 長 次に、申請番号4につきまして、池田委員より、意見発表をお願いします。

7 番 番号4について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、上谷字外数内の田、1, 008平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人が高齢化で農地を耕作できなくなりましたので、譲受人と売却の合意ができたことから申請したものであります。営農計画においては、水稻の作付けを予定しています。2月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号5につきまして、平山委員より意見発表をお願いします。

5 番 番号5について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、下武射田字関、南口の合計、7, 910平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高齢化により農業経営を縮小したいため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、ブルーベリーを作付けする予定です。2月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の４ページから５ページをお願いいたします。

申請番号１は、賃借権設定の申請です。場所は、福岡小学校の東、約４００メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は新規就農のため、賃借権の設定をすることとなったものです。作付作目は、じゃがいも、さつまいもです。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号２は、売買による所有権移転の申請です。場所は、宮区内に点在しています。譲渡人は高齢化により離農するため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、水稻です。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号３は、贈与による所有権移転の申請です。場所は、千葉県森林組合北総事業所の北西、約４００メートルに位置しています。譲渡人は遠方に住んでおり、また、高齢であり農地の管理ができないため、譲受人は農業経営拡大のため、贈与することとなったものです。作付作目は、落花生です。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号４は、売買による所有権移転の申請です。場所は、上谷三区公民館の北西、約４００メートルに位置しています。譲渡人は離農のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、水稻です。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号５は、売買による所有権移転の申請です。場所は、豊成小学校の北東、約３００メートルから６００メートルに位置しています。譲渡人は高齢化による農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、ブルーベリーです。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。説明は以上です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしと声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。なお、本議案は、次の議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請と関連がございますので、併せてご審議くださいますようお願いいたします。それでは、申請番号1につきまして、一括して池田委員より意見発表をお願いします。

7番 番号1及び次の5条計画変更については、関連がございますので一括して説明いたします。最初に5条計画変更からご説明いたします。申請地は、滝字楽ヶ谷、申請の目的は太陽光発電施設用地、太陽光パネル2,350枚でしたが問題が発生しました。この場所の真上には東京電力の送電線がありますが、本件太陽光発電施設の発電出力が発電所クラスであり、送電線にトラブルが発生して危険な状態になるとのことで、東京電力で受付を却下しました。今回改めて本社移転のため4条で申請することとなりました。

次に4条についてご説明いたします。申請地は、滝字楽ヶ谷、6,717平方メートルの農地です。転用の目的は、事務所1棟、倉庫1棟です。転用に伴う埋立て等の造成工事はありません。また、排水については、雨水は自然浸透処理、汚水は合併浄化槽、用水は井戸を使用する計画です。2月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請に必要な書類も全て整っておりますので、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の6ページをお願いいたします。また、本議案につきましては、関連する次の議案書の7ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請と併せて説明いたします。

申請番号1は、事務所と倉庫の建築を伴う転用の申請です。場所は、丘山小学校の北、約1キロメートルに位置しています。本件農地は、平成30年8月に太陽光発電施設用地として農地法第5条の許可を取得しました。その後、平成30年9月に所有権を取得しましたが、電力会社の送電線の容量不足により、発電事業に着手しておりませんでした。本件事業者は、浄化槽工事業及び自社が開発した蒸発拡散装置の製造販売を営んでおります。また、近年は、八街市内や東金市内で太陽光発電事業も手掛けており、今般、事業者が業務効率化のため、八街市にある本社を東金市内の本件農地に移転することに伴い、農地法第4条の規定による転用申請が必要となったものです。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認について、また、案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、市原委員より意見発表をお願いします。

10番 番号1について説明します。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、堀上字杉木の畑、167平方メートルの農地です。転用の目的は、譲受人は事業を行っているが、現在の場所が目立たないところにあり手狭になってきて移転を考えていたところ適当な用地が見つかったため、事務所兼貸事務所を建設する予定です。排水計画については、合併浄化槽を設置し処理後北側の排水路へ放流します。周辺には農地はなく、土砂流出等はありません。2月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請に必要な書類も全て整っておりますので、許可相当と思われます。以上です。

議 長 次に、申請番号2につきまして、平山委員より意見発表をお願いします。

5番 番号2について説明します。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、田間字六ツ島の畑、383平方メートルの農地です。転用の目的は、専用住宅1棟及び車庫1棟を建築の予定です。排水計画については、汚水は公共下水道に放流し、雨水は宅内浸透とします。2月28日に現地を確認し、また、事業計画、資金計画等申請による関係書類は全て添付されており、特に問題はないと思います。以上です。

議 長 次に、申請番号3につきまして、野口委員より意見発表をお願いします。

1番 番号3について説明します。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、南上宿字一丁目の畑、397平方メートルの農地です。転用の目的は、専用住宅1棟の建築です。転用に伴う造成工事はありません。隣接農地はありません。排水については、汚水については公共下水道に放流、雨水

については浸透枳設置による宅内処理後、オーバーフロー分を南側側溝へ放流する計画です。２月２８日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請に必要な書類も全て整っておりますので、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次、申請番号４につきまして、子安委員より意見発表をお願いします。

１２番 番号４について説明します。本件は、農地法第５条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、宿字申新田の畑、３５９平方メートルの内、１６６．７４平方メートル農地です。転用の目的は、専用住宅１棟の建築です。転用に伴い、山砂による埋立てを行う計画です。排水については、雨水は雨水枳で集水後、東側水路へ、汚水は合併浄化槽で処理した後東側水路へ放流する計画で、両総土地改良区の同意書が添付されています。２月２８日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請に必要な書類も全て整っておりますので、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次、申請番号５につきましても、子安委員より意見発表をお願いします。

１２番 番号５について説明します。本件は、農地法第５条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、川場字道ノ塚の畑、３４０平方メートルの農地です。転用の目的は、専用住宅２棟の建築です。造成計画は整地のみです。排水については、雨水は敷地内で浸透処理し、汚水は合併浄化槽で浸透処理した後、東側水路へ放流する計画です。２月２８日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請に必要な書類も全て整っておりますので、許可相当と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の８ページをお願いいたします。

申請番号１は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、東金法務局の北西、約１００メートルに位置しています。転用の目的は、事務所兼貸事務所用地です。建物の１階は、譲受人の営む電気工事店の事務所、２階は、司法書士事務所として賃貸する計画です。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第２種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、金融機関からの融資及び自己資金により賄う計画となっており、融資証明書、残高証明書が添付されています。

申請番号２は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、東小学校の西、約３００メートルに位置しています。転用の目的は、専用住宅１棟と車庫１棟の建築です。立地基準につきましては、申請地は、都市計画法に基づく用途地域内にある農地であることから、第３種農地に該当すると判断され、許可となりうる

農地です。所要資金につきましては、金融機関からの融資及び自己資金により賄う計画となっており、融資証明書、土地代金手付金の領収書が添付されています。

申請番号3は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、ローソンスリーエフ東金南上宿店の南西、約100メートルに位置しています。転用の目的は、専用住宅1棟の建築です。立地基準につきましては、申請地は、都市計画法に基づく用途地域内にある農地であることから、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、金融機関からの融資により賄う計画となっており、融資証明書が添付されています。

申請番号4は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、正気小学校の南東、約400メートルに位置しています。転用の目的は、専用住宅1棟の建築です。立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地に含まれることから、第1種農地に該当すると判断されますが、集落に接続して設置される住宅の用に供されると認められることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、金融機関からの融資により賄う計画となっており、融資証明書が添付されています。

申請番号5は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、東金中学校の南西、約400メートルに位置しています。転用の目的は、貸家2棟の建築です。立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地に含まれることから、第1種農地に該当すると判断されますが、集落に接続して設置される住宅の用に供されると認められることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第5号、農業経営改善計画について審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に関する案件がございますので、10番市原委員は退室をお願いいたします。

一時休憩します。

(市原委員退室)

議 長 再開します。
農政課より説明願います。

農政課 それでは議案第5号についてご説明をさせていただきます。

農業経営基盤強化促進法第12条の規定により、意見を求められた案件は新規1件、再認定5件でございます。別紙1をご覧ください。千葉市にいます方で営農地は上武射田です。営農類型は施設野菜です。この方は新たに農業を行う方で県からの営農指導のもとイチゴを栽培します。補助制度や融資を活用し、機械や施設を導入する予定です。続きまして別紙2をご覧ください。この方は下武射田の農業者です。営農類型は水稻と露地野菜です。経営改善につきましては、機械設備を充実させ作業の効率化を図るものです。機械につきましては管理機、コンバイン等を導入する予定です。続きまして別紙3をご覧ください。この方は田間の農業者です。営農類型は花き（かき）です。経営改善につきましては、機械設備を導入し省力化を図るものです。機械・施設につきましては、細霧冷房やフォークリフト機を導入する予定です。続きまして別紙4をご覧ください。この方は堀上の農業者です。営農類型は花き（かき）です。経営改善につきましては、新たな栽培品種の増加や市場外取引による販売価格の安定化を図るものです。機械・施設につきましては、送風機やフォークリフト等を導入する予定です。続きまして別紙5をご覧ください。この方は求名の農業者です。営農類型は花き（かき）です。経営改善につきましては、機械設備を導入し省力化を図るものです。機械・施設につきましては、蒸気土壌消毒機や循環扇等を導入する予定です。続きまして別紙6をご覧ください。この方は菱沼の農業者です。営農類型は水稻、露地野菜です。経営改善につきましては、農地の集積化により省力化を図るものです。機械・施設につきましては、播種機・粃乾燥機等を導入する予定です。

以上、新規1件、再認定5件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の各要件に該当しておりますのでご審議よろしくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとのお声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第5号、農業経営改善計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。
一時休憩します。

(市原委員入室)

議 長 再開します。
次に、議案第 6 号、青年等就農計画について審議に入ります。
農政課より説明願います。

農政課 それでは議案第 6 号についてご説明をさせていただきます。農業経営基盤強化促進法
第 14 条の 4 の規定によりまして、意見を求めた案件は新規認定 1 件でございます。
青年等就農計画認定申請書をご覧ください。この方は令和 4 年 4 月から認定新規
就農者として営農をしており、経営を個人から法人に変更をするため新たに法人と
して認定を受けるものです。営農類型は露地野菜です。計画の内容は以前と変わらず、
技術の向上、設備の導入、耕作面積拡大による所得増加を目指す計画です。

以上、新規認定 1 件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内
容は、農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 の各要件に該当しております。また農
業事務所改良普及課が計画書の作成に携わっておることをお伝えします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしと声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第 6 号、青年等就農計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、議案第 7 号、農用地利用集積計画について審議に入りますが、農業委員会
等に関する法律第 31 条の規定による議事参与の制限に関する案件でございます
ので、10 番、市原委員は退室をお願いいたします。
一時休憩します。

(市原委員退室)

議 長 再開します。
農政課より説明願います。

農政課 議案第7号、農用地利用集積計画についてご説明いたします。

別冊の「令和7年第3次農用地利用集積計画（案）」をご覧ください。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条第1項の規定による経過措置により、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「令和7年第3次農用地利用集積計画」についてお諮りします。なお、経過措置につきましては令和7年3月末までとなっているために、この第3次農用地利用集積計画をもって、基盤法による利用権設定は終了となりますこと、ご報告いたします。全体といたしまして、利用権の設定が25件、面積合計は156,619平方メートルとなっております。例月よりも件数、面積ともに増えておりますが、先ほどお話ししましたが、今回の利用権設定が最終となることから、基盤法による利用権の設定や更新としての申請が多くあったことによるものです。それでは、概要ですが、1ページから2ページは、基盤法による5年の利用権設定の管理台帳です。内容ですが、1ページ、5-1番は、大和の農業者への貸し付けの更新となります。5-2番は、嶺南の認定農業者への貸し付けの更新となります。5-3番は、大網白里市の農業者への貸し付けとなっております。5-4番は、福岡の農業者への貸し付けの更新となります。更新を含む貸し付けとなっております。5-5番は、豊成の認定農業者への新規貸し付けで、規模拡大によるものです。ページをまたぎますが5-6番は、豊成の認定農業者への貸し付けの更新です。2ページの5-7番は、5-5番と同じで、豊成の認定農業者への新規貸し付けとなります。5-8番は、源の農業者への貸し付けの更新となります。3ページから12ページは、提出のありました各筆明細書になります。つづきまして、13ページとなります。13ページから17ページは同じく基盤法による10年の利用権設定の管理台帳になります。10-1番、10-2番、10-3番、10-4番、10-5番、次ページにまたがる10-6番、10-7番、これは正気の認定農業者への貸し付けの更新です。10-8番は、大和の認定農業者への新規の貸し付けです。10-9番は、豊成の認定農業者への貸し付けの更新です。10-10番は、公平の認定農業者への貸し付けの更新となります。10-11番は、正気の農業者への貸し付けの更新です。10-12番、次ページにまたがり10-13番、10-14番、10-15番は、公平の認定農業者への貸し付けの更新となります。10-16番、これは正気の農業者への貸し付けの更新です。10-17番は、豊成の認定農業者への貸し付けの更新となります。19ページから41ページは、提出のありました各筆明細書になります。42ページから49ページには利用権の設定を受ける者の農業経営状況などを記載しております。こちらは農家台帳等の情報を基に作成しております。農作業従事日数、機械の保有状況等について問題ないと思われます。冒頭でご説明いたしましたが、この第3次集積計画で基盤法による利用権設定は終了となります。なお、契約期間満了日までは、権利設定が継続をいたします。期間終了後は、農地中間管理事業あるいは農地法第3条による農地の貸し借りとなります。

利用集積計画による案件は以上となります。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第7号、農用地利用集積計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。
。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。
一時休憩します。

(市原委員入室)

議 長 再開します。
次に、議案第8号、農用地利用集積等促進計画について審議に入ります。
事務局より説明願います。

事務局 議案第8号、農用地利用集積等促進計画案についてご説明申し上げます。
議案書は12ページ、資料は別冊の農用地利用集積等促進計画をお願いいたします。
農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、農業委員会の意見を求められた案件でございます。内容については、農地中間管理機構を介しての賃借権設定で、大和地区の耕作者1名、公平地区の耕作者1名、福岡地区の耕作者1名への貸付となっております。権利の設定を受ける者は、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第8号、農用地利用集積等促進計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。次に、報告第1号から第3号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の13ページをお願いいたします。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。1月26日から2月25日までに受付した案件は1件です。相続により所有権を取得したもので、斡旋等の希望がございますので、後日関係する地区の委員さんにご相談させていただきます。

議案書の14ページをお願いいたします。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。1月26日から2月25日までに受付した案件は4件です。いずれも双方合意による賃貸借の解約です。

議案書の15ページをお願いいたします。

報告第3号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」です。8件の照会があり、現地調査を2月12日と26日に実施いたしました。調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、すべて「非農地」で回答したものでございます。

報告事項については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(なし)

議 長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦労様でした。

令和 7 年 3 月 5 日